

令和5年広島県議会12月定例会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和5年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年12月21日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和5年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- 第1号ー1 令和5年度教育委員会関係補正予算案 …………… P1～4
第1号ー2 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び
「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例案」 …………… P5～63

3 臨時代理年月日

令和5年12月6日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

令和5年12月6日

広島県知事様
(財 政 課)

広島県教育委員会
(総 務 課)

議案に対する意見聴取について (回答)

令和5年12月4日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和5年12月4日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)

議案に対する意見聴取について

令和5年12月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和5年度教育委員会関係補正予算

令和5年広島県議会 12月定例会提案見込事項

1 令和5年度一般会計補正予算

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	27,231,883	417,231	27,649,114	義務教育費負担金417,231
諸収入	1,659,498	191	1,659,689	保険料191
教育委員会計	38,091,604	417,422	38,509,026	

(2) 歳出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
教育委員会費	38,288	132	38,420	給与改定に伴う補正132
事務局費	3,002,085	58,611	3,060,696	給与改定に伴う補正58,611
教職員費 (小学校費)	52,906,433	836,311	53,742,744	給与改定に伴う補正836,311
教職員費 (中学校費)	30,209,099	416,643	30,625,742	給与改定に伴う補正416,643
高等学校総務費	34,729,251	407,198	35,136,449	給与改定に伴う補正407,198
特別支援学校費	16,525,937	188,001	16,713,938	給与改定に伴う補正188,001
社会教育総務費	811,472	13,839	825,311	給与改定に伴う補正13,839
教育委員会計	155,061,093	1,920,735	156,981,828	

【要求内容】

- 給与改定に伴う補正 1,920,735千円
 ・令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定

2 令和5年度高等学校等奨学金特別会計補正予算

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
諸収入	301,400	1,257	302,657	貸出金償還金1,218 雑入39
教育委員会計	566,984	1,257	568,241	

(2) 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
高等学校等 奨学金	566,984	1,257	568,241	給与改定に伴う補正1,257
教育委員会計	566,984	1,257	568,241	

【要求内容】

- 給与改定に伴う補正 1,257 千円
・令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について【概要】

令和5年12月

1 人事委員会勧告等に基づく改正

(1) 給料月額改正

公民較差(0.98%)を解消するため、給料月額を人事委員会勧告どおり改正

(2) 諸手当改正

期末手当及び勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ

(3) 昇給制度改正

55歳を超える職員について、勤務成績が標準の場合は昇給を停止

(4) 暫定再任用職員の処遇改善

暫定再任用職員と60歳超の常勤職員の給料月額が均衡するよう水準を調整

(5) 短時間勤務会計年度任用職員の給与改正

ア (2)に伴い、期末手当の支給月数を0.10月分引上げ(月額報酬の者に限る。)

イ 勤勉手当の支給に係る規定を整備

ウ イに伴い、期末手当の支給月数を調整

【改正する条例】

- ・職員の給与に関する条例
- ・職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

2 特別職等の期末手当改正

6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ

【改正する条例】

- ・特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 休暇制度改正

職員(任期の定めのない常勤職員に限る。)が一定期間不妊治療に専念することができる無給の休暇として、出生支援休暇(職員1人につき1年、6月単位)を新設

【改正する条例】

- ・職員の退職手当に関する条例
- ・職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

4 施行期日等

(1) 1(1)、(2)、(5)ア及び2について

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用

(2) 1(3)、(4)、(5)イ及び(5)ウ並びに3について

令和6年4月1日施行

令和5年12月6日

広島県知事様
(人 事 課)

広島県教育委員会
(総 務 課)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する
意見について (回答)

令和5年12月6日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和5年12月6日

広島県教育委員会様

広島県知事
(人事課)

令和5年広島県議会12月定例会に提出する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

- 2 議会への提出
令和5年広島県議会12月定例会

県第百十八号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>三十六万九千五百円</u></p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>五万千五百円</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の百五</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>百分の八十五</u>)</p> <p>ロ 在職期間が三箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の八十四</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の六十八</u>)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上三箇月十五日未満の場合 <u>百分の六十三</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の五十二</u>)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>三十六万八千八百円</u></p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>五万八百円</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の百二</u> ・五(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>百分の八十二</u> ・五)</p> <p>ロ 在職期間が三箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の八十二</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の六十六</u>)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上三箇月十五日未満の場合 <u>百分の六十一</u> ・五(特定幹部職員にあつては、<u>百分の四十九</u> ・五)</p>

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合
百分の三十一・五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十五・五)

三 (略)

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百五
(特定幹部職員にあつては、百分の八十
五)

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場
合 百分の八十四 (特定幹部職員にあつては、百分の六十八)

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場
合 百分の六十三 (特定幹部職員にあつては、百分の五十一)

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の
三十一・五 (特定幹部職員にあつては、
百分の二十五・五)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の四十七」と、「百分の六十八」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十五・二五」と、「百分の五十一」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・六二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・六二五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の四十七」と、「百分の六十八」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十五・二五」と、「百分の五十一」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・六二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・六二五」とする。

4 6 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは

五)

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合
百分の三十・七五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十四・七五)

三 (略)

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百二
・五 (特定幹部職員にあつては、百分の
八十二・五)

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場
合 百分の八十二 (特定幹部職員にあつては、百分の六十六)

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場
合 百分の六十一・五 (特定幹部職員にあつては、百分の四十九・五)

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の
三十・七五 (特定幹部職員にあつては、
百分の二十四・七五)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・二五」とする。

4 6 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に百分の四十八・七五（特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百（特定幹部職員にあつては、百分の百二十）を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	241,400	274,100	323,600	437,000	463,100	511,100
	2	163,700	242,900	275,700	325,800	441,000	467,100	515,100
	3	164,900	244,300	277,200	328,000	447,000	473,100	521,100
	4	166,000	245,700	278,800	330,000	455,000	481,100	529,100
	5	167,100	246,900	280,300	332,000			
	6	168,200	248,500	282,000	334,000			
	7	169,300	250,000	283,800	335,900			
	8	170,400	251,400	285,600	337,800			
	9	171,500	252,500	287,300	339,700			
	10	172,800	253,900	289,200	341,700			
	11	174,100	255,400	291,000	343,700			
	12	175,400	256,700	292,800	345,700			
	13	176,600	258,000	294,300	347,500			
	14	178,100	259,200	295,800	349,500			
	15	179,600	260,400	297,200	351,400			
	16	181,200	261,600	298,600	353,300			
	17	182,300	262,800	300,100	355,000			
	18	183,700	264,100	302,100	357,000			
	19	185,100	265,400	304,100	358,800			
	20	186,500	266,700	305,900	360,700			
	21	187,800	268,100	307,400	362,600			
	22	190,100	269,600	309,300	364,500			
	23	192,300	271,200	311,200	366,400			
	24	194,500	272,700	313,000	368,300			
	25	196,700	274,300	314,700	370,200			

	26	198,400	276,000	316,700	372,100
	27	199,900	277,600	318,700	374,000
	28	201,400	279,200	320,500	375,900
	29	202,900	280,800	322,200	377,400
	30	204,300	282,300	324,200	379,200
	31	205,700	283,800	325,900	381,000
	32	207,100	285,300	327,900	382,600
	33	208,500	286,400	329,100	384,300
	34	210,200	288,000	331,100	385,700
	35	211,900	289,500	332,900	387,100
	36	213,400	291,000	334,900	388,500
	37	214,900	292,400	336,700	389,900
	38	216,700	294,000	338,600	391,100
	39	218,400	295,600	340,500	392,300
	40	220,100	297,200	342,400	393,300
	41	221,600	298,700	344,100	394,400
	42	223,100	300,300	345,900	395,600
	43	224,600	301,800	347,700	396,700
	44	226,100	303,300	349,500	397,800
	45	227,300	304,900	351,000	398,500
	46	228,700	306,500	352,400	399,200
	47	230,100	308,100	353,800	399,900
	48	231,500	309,600	355,300	400,600
	49	232,900	310,500	356,800	401,200
	50	234,500	312,000	358,200	401,800
	51	236,000	313,500	359,600	402,300
	52	237,400	315,100	361,100	402,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	238,600	316,700	362,300	403,100
	54	240,200	318,300	363,300	403,400
	55	241,700	319,800	364,400	403,700
	56	243,100	321,300	365,600	404,000
	57	244,100	322,700	366,500	404,300
	58	245,600	323,900	367,500	404,600
	59	246,900	325,000	368,500	404,900
	60	248,100	326,100	369,400	405,200
	61	249,200	326,800	370,400	405,500
	62	250,200	327,700	371,300	405,800
	63	251,100	328,500	372,200	406,100
	64	252,000	329,300	373,100	406,400
	65	252,900	330,100	373,900	406,700
	66	253,800	330,500	374,600	407,000
	67	254,600	331,100	375,400	407,300
	68	255,400	331,800	376,200	407,600
	69	256,100	332,600	376,800	407,800

70	257,200	333,300	377,500	408,100
71	258,400	334,000	378,200	408,400
72	259,500	334,600	378,900	408,600
73	260,700	335,100	379,400	408,800
74	261,900	335,700	380,100	409,100
75	263,000	336,200	380,700	409,400
76	264,100	336,800	381,300	409,600
77	265,200	337,100	381,700	409,800
78	266,300	337,600	382,300	410,100
79	267,400	338,000	382,900	410,400
80	268,400	338,400	383,500	410,600
81	269,400	338,800	383,900	410,800
82	270,400	339,300	384,400	411,100
83	271,400	339,800	384,900	411,400
84	272,300	340,300	385,500	411,600
85	273,200	340,600	385,800	411,800
86	274,100	341,000	386,200	
87	275,000	341,500	386,600	
88	275,900	341,900	387,000	
89	276,800	342,200	387,300	
90	277,700	342,600	387,600	
91	278,600	343,100	387,900	
92	279,500	343,500	388,200	
93	280,500	343,700	388,400	
94		344,100	388,700	
95		344,600	389,000	
96		345,000	389,200	
97		345,200	389,400	
98		345,600	389,600	
99		346,000	389,800	
100		346,300	390,000	
101		346,600	390,200	
102		347,000	390,400	
103		347,400	390,600	
104		347,800	390,800	
105		348,300	391,000	
106		348,700		
107		349,100		
108		349,500		
109		350,000		
110		350,400		
111		350,700		
112		351,000		
113		351,500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	216,700	256,700	288,500	316,700	358,500	391,700	442,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	204,600	228,400	265,800	303,000	327,000	352,300	385,100	425,500
	2	190,400	206,300	230,400	267,300	304,800	329,100	354,500	387,300	427,300
	3	192,300	208,100	232,200	268,700	306,500	331,100	356,700	389,200	429,200
	4	194,000	209,900	234,000	270,100	308,300	333,100	358,600	391,100	431,100
	5	195,500	211,800	236,000	271,600	309,800	335,100	360,500	392,800	432,500
	6	197,300	213,900	237,500	272,900	311,600	336,600	362,500	394,800	434,100
	7	199,100	216,200	239,000	274,100	313,500	338,100	364,500	396,600	435,700
	8	201,000	218,400	240,600	275,300	315,400	339,600	366,300	398,400	437,200
	9	202,600	220,300	242,500	276,300	317,000	341,100	368,000	400,100	438,600
	10	204,300	222,400	244,100	277,500	319,000	343,300	370,000	402,000	440,300
	11	206,000	224,500	245,800	278,700	321,000	345,500	372,000	404,000	441,900
	12	207,700	226,300	247,300	279,800	323,000	347,500	374,000	406,000	443,300
	13	209,400	228,100	249,000	280,900	324,900	349,300	375,800	407,600	444,200
	14	211,400	229,900	250,900	282,200	326,500	351,300	377,800	409,700	445,800
	15	213,500	231,600	252,700	283,200	328,000	353,200	379,800	411,700	447,600
	16	215,500	233,200	254,500	284,200	329,500	355,100	381,800	413,800	449,400
	17	217,600	235,100	255,800	284,900	331,000	357,000	383,400	415,500	450,900
	18	219,400	236,500	257,300	286,300	333,200	359,000	385,400	417,100	452,700
	19	221,300	237,900	258,800	287,600	335,300	360,900	387,300	418,700	454,500
	20	223,200	239,300	260,200	288,900	337,400	362,900	389,300	420,300	456,200
	21	225,100	240,900	261,600	289,900	339,100	364,600	391,000	421,800	457,800
	22	226,900	242,400	262,400	290,900	340,900	366,500	393,100	423,400	459,500
	23	228,500	244,000	263,200	292,100	342,700	368,300	395,100	424,800	461,100
	24	230,000	245,600	264,100	293,200	344,500	370,200	397,100	426,200	462,900
	25	231,900	247,200	265,000	294,100	346,400	371,900	398,600	427,300	464,400
	26	233,300	248,800	266,100	295,600	348,400	373,900	400,600	428,700	465,800
	27	234,600	250,400	267,200	297,200	350,300	375,900	402,600	430,200	467,300
	28	236,000	251,900	268,100	298,700	352,100	377,900	404,700	431,700	468,600
	29	237,700	252,900	268,900	300,300	353,900	379,700	406,200	433,000	469,800
	30	239,400	254,400	269,900	302,000	356,000	381,800	408,000	434,700	470,500

	31	241,000	255,900	271,000	303,700	357,800	383,800	409,600	436,300	471,200
	32	242,500	257,300	271,900	305,400	359,700	385,800	411,300	437,900	471,900
	33	244,000	258,500	272,400	306,700	361,100	387,600	412,900	439,300	472,400
	34	245,700	259,500	273,600	308,300	363,100	389,700	414,400	441,000	473,200
	35	247,300	260,400	274,600	310,000	365,000	391,700	415,900	442,700	473,900
	36	248,900	261,300	275,600	311,600	367,000	393,600	417,300	444,300	474,500
	37	249,900	262,300	276,200	313,200	368,900	395,300	418,500	445,700	474,800
	38	251,400	263,500	277,100	314,600	371,000	396,700	420,000	446,400	475,400
	39	252,900	264,600	277,900	316,100	372,900	398,000	421,500	447,100	475,900
	40	254,300	265,400	278,700	317,600	374,900	399,300	422,900	447,800	476,400
	41	255,500	266,300	279,500	318,900	376,800	400,300	424,400	448,200	476,900
	42	256,400	267,300	280,500	320,400	378,900	401,400	425,700	448,800	477,300
	43	257,300	268,300	281,400	321,900	380,900	402,400	426,900	449,500	477,700
	44	258,100	269,100	282,200	323,400	382,900	403,400	428,100	450,100	478,100
	45	258,900	269,700	283,000	324,900	384,600	404,500	429,100	450,900	478,400
	46	259,900	270,800	284,200	326,600	386,300	405,700	429,800	451,600	
	47	260,800	271,700	285,400	328,300	387,900	406,800	430,600	452,100	
	48	261,400	272,800	286,700	329,900	389,500	407,900	431,400	452,600	
	49	262,000	273,500	288,100	331,300	390,700	409,100	431,900	453,100	
	50	262,900	274,400	289,700	332,700	391,700	409,900	432,300	453,400	
	51	263,800	275,300	291,000	334,100	392,700	410,700	432,700	453,700	
	52	264,700	276,100	292,300	335,700	393,700	411,300	433,000	454,100	
	53	265,200	276,900	293,700	337,200	394,800	411,800	433,300	454,500	
	54	266,400	277,600	295,200	338,800	395,900	412,500	433,700	454,700	
	55	267,200	278,400	296,600	340,400	397,000	413,200	434,000	455,000	
	56	268,300	279,200	298,000	342,000	398,100	413,800	434,300	455,200	
	57	269,000	279,900	299,200	342,900	399,400	414,500	434,600	455,600	
	58	269,800	281,200	300,800	344,600	400,200	414,900	434,900	455,800	
	59	270,500	282,400	302,400	346,200	401,000	415,500	435,200	456,000	
	60	271,200	283,700	303,700	347,800	401,600	416,100	435,500	456,200	
	61	271,800	285,000	305,000	349,400	402,100	416,500	435,800	456,600	
	62	272,400	286,400	306,500	351,100	402,800	417,100	436,100		
	63	273,000	287,600	307,900	352,700	403,500	417,600	436,400		
	64	273,600	289,000	309,200	354,400	404,200	418,100	436,700		
	65	274,300	290,300	310,500	355,900	404,500	418,600	437,000		
	66	275,300	291,400	312,100	357,500	405,200	419,200	437,300		
	67	276,300	292,500	313,500	359,000	405,900	419,600	437,600		
	68	277,100	293,600	314,900	360,500	406,400	420,100	437,900		
	69	278,000	295,000	316,200	361,700	406,800	420,500	438,100		
	70	279,200	296,400	317,600	363,100	407,300	420,800	438,400		
	71	280,300	297,700	318,900	364,400	407,900	421,100	438,700		
	72	281,500	298,800	320,300	365,800	408,400	421,400	438,900		
	73	282,500	299,900	321,000	366,900	408,900	421,700	439,100		
	74	283,500	301,000	322,500	368,100	409,300	422,000	439,400		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

75	284,500	302,100	324,000	369,300	409,800	422,300	439,700
76	285,500	303,200	325,700	370,500	410,300	422,600	440,000
77	286,500	304,100	327,500	371,800	410,800	422,800	440,200
78	287,600	305,500	329,200	373,000	411,300	423,100	440,500
79	288,600	306,700	330,800	374,200	411,900	423,400	440,800
80	289,200	308,000	332,400	375,300	412,400	423,600	441,100
81	290,100	309,200	334,000	376,400	412,800	423,800	441,300
82	291,100	310,600	335,600	377,600	413,400	424,100	441,600
83	292,000	311,700	337,200	378,700	413,900	424,400	441,900
84	292,800	313,000	338,800	379,900	414,100	424,600	442,200
85	293,900	313,900	340,200	381,000	414,400	424,800	442,400
86	295,000	315,200	341,700	381,600	414,900	425,100	
87	295,900	316,500	343,200	382,100	415,200	425,400	
88	296,900	318,000	344,600	382,600	415,500	425,600	
89	297,900	319,500	345,900	383,200	415,800	425,800	
90	299,000	321,000	347,100	383,800	416,200	426,100	
91	300,100	322,400	348,300	384,400	416,600	426,400	
92	301,200	323,900	349,600	385,000	417,000	426,600	
93	301,700	325,100	350,900	385,300	417,300	426,800	
94	302,800	326,400	352,400	385,800			
95	303,900	327,700	353,900	386,400			
96	305,200	329,000	355,300	386,900			
97	306,300	330,200	356,600	387,300			
98	307,500	331,500	357,800	387,700			
99	308,700	332,700	358,900	388,300			
100	309,900	333,900	360,100	388,800			
101	311,000	335,300	361,200	389,200			
102	312,000	336,200	362,300	389,700			
103	313,000	337,200	363,400	390,300			
104	314,000	338,300	364,500	390,800			
105	314,800	339,400	365,700	391,100			
106	315,400	340,500	366,200	391,500			
107	316,000	341,500	366,800	392,000			
108	316,600	342,500	367,400	392,300			
109	317,100	343,700	368,000	392,600			
110	317,600	344,700	368,500	393,100			
111	318,000	345,700	369,000	393,600			
112	318,500	346,600	369,500	394,100			
113	319,300	347,500	369,900	394,400			
114	320,000	348,400	370,300	394,900			
115	320,700	349,400	370,900	395,400			
116	321,300	350,400	371,400	395,900			
117	321,900	351,400	371,800	396,200			
118	322,700	351,800	372,300	396,700			

119	323,400	352,400	372,900	397,200					
120	324,200	353,000	373,400	397,700					
121	324,800	353,300	373,600	398,100					
122	325,100	353,700	374,100	398,600					
123	325,600	354,200	374,600	399,000					
124	326,100	354,600	375,000	399,500					
125	326,400	355,000	375,500	399,900					
126		355,400	376,000						
127		355,900	376,500						
128		356,300	377,000						
129		356,700	377,300						
130		357,100	377,800						
131		357,500	378,300						
132		357,900	378,800						
133		358,100	379,100						
134		358,600	379,600						
135		359,000	380,000						
136		359,300	380,400						
137		359,600	380,700						
138		360,000	381,200						
139		360,500	381,700						
140		361,000	382,200						
141		361,300	382,500						
142		361,800							
143		362,300							
144		362,800							
145		363,100							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	243,000	254,700	258,800	290,100	306,700	320,800	344,400	379,700	411,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

1	177,700	220,200	275,400	338,100	419,200
2	179,200	221,900	277,700	340,100	421,000
3	180,800	223,400	280,000	342,100	422,800
4	182,300	224,900	282,100	344,100	424,400
5	184,000	226,600	284,300	346,100	425,900
6	185,800	227,900	286,500	347,700	427,400
7	187,600	229,100	288,700	349,300	429,200
8	189,500	230,400	290,800	350,800	431,000
9	191,200	232,100	292,900	352,300	432,700
10	193,300	233,800	295,200	354,300	434,500
11	195,300	235,500	297,500	356,300	436,400
12	197,300	237,100	299,600	358,200	438,200
13	199,300	238,600	301,800	360,100	439,900
14	201,400	240,600	303,600	362,000	441,800
15	203,500	242,500	305,400	363,800	443,600
16	205,600	244,400	307,100	365,400	445,500
17	207,800	246,100	308,700	367,000	447,200
18	209,900	248,500	310,900	368,800	449,000
19	212,100	250,900	313,000	370,600	450,800
20	214,000	253,300	315,300	372,400	452,600
21	216,200	255,700	317,300	374,000	454,200
22	217,800	258,100	319,500	375,900	455,900
23	219,300	260,400	321,700	377,600	457,800
24	220,800	262,600	324,000	379,300	459,500
25	222,300	264,800	326,200	380,600	461,200
26	223,500	267,000	328,400	382,400	462,800
27	224,700	269,400	330,500	384,200	464,400
28	226,000	271,500	332,500	386,100	465,900
29	227,300	273,800	334,500	387,900	467,400
30	228,800	276,100	335,900	389,700	468,700
31	230,400	278,300	337,300	391,600	470,000
32	231,800	280,400	338,900	393,500	471,300
33	233,200	282,500	340,400	395,100	472,500
34	234,900	284,700	342,400	396,800	473,200
35	236,700	286,800	344,500	398,400	473,900
36	238,200	288,700	346,300	400,100	474,600
37	239,600	290,800	348,200	401,300	475,200
38	241,100	292,500	350,100	402,700	
39	242,600	294,300	352,000	404,100	
40	244,100	296,000	353,900	405,500	
41	245,500	297,300	355,800	407,100	
42	246,800	299,300	357,700	408,500	
43	248,000	301,200	359,600	409,800	
44	249,100	303,200	361,500	411,200	
45	250,200	305,200	363,300	412,600	
46	251,400	307,300	365,200	413,900	

	47	252,600	309,500	367,100	415,400
	48	253,600	311,700	369,000	416,900
	49	254,700	313,800	370,600	418,500
	50	256,000	316,100	372,400	419,900
	51	257,200	318,300	374,300	421,500
	52	258,500	320,400	376,300	423,000
	53	259,600	322,500	378,100	424,700
	54	260,800	324,000	379,900	426,200
	55	262,100	325,500	381,600	427,800
	56	263,100	327,000	383,200	429,400
	57	264,200	328,700	384,700	430,900
	58	264,900	330,700	386,300	432,400
	59	265,900	332,700	387,900	433,600
	60	266,900	334,600	389,500	434,800
	61	267,800	336,400	390,700	436,000
	62	268,600	338,400	392,100	437,300
	63	269,400	340,400	393,500	438,600
	64	270,200	342,300	394,800	439,800
	65	271,300	344,000	396,000	441,000
	66	272,600	346,000	397,200	442,200
	67	273,900	348,000	398,500	443,400
	68	275,200	350,000	399,800	444,600
	69	276,400	351,800	401,100	445,800
	70	277,600	353,700	402,400	447,000
	71	278,800	355,600	403,800	448,200
	72	280,000	357,500	405,000	449,400
	73	281,000	359,100	406,200	450,500
	74	282,000	361,000	407,600	451,100
	75	283,000	362,800	409,000	451,600
	76	283,900	364,700	410,300	452,100
	77	284,800	366,500	411,500	452,600
	78	285,700	368,200	412,700	
	79	286,600	369,800	414,000	
	80	287,500	371,400	415,400	
	81	288,300	372,800	416,700	
	82	289,400	374,300	417,900	
	83	290,400	375,700	418,900	
	84	291,400	377,000	420,100	
	85	292,400	378,100	421,300	
	86	293,400	379,500	422,500	
	87	294,400	380,900	423,700	
	88	295,400	382,200	424,700	
	89	296,500	383,400	425,800	
	90	297,600	384,700	426,800	
	91	298,700	385,800	427,800	
	92	299,700	387,000	428,800	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	300, 200	388, 200	429, 700
94	301, 200	389, 300	430, 500
95	302, 300	390, 500	431, 300
96	303, 500	391, 700	432, 100
97	304, 500	393, 100	432, 900
98	305, 600	394, 100	433, 300
99	306, 600	395, 100	433, 700
100	307, 600	396, 100	434, 100
101	308, 400	397, 000	434, 500
102	309, 500	398, 000	434, 800
103	310, 500	399, 100	435, 100
104	311, 500	400, 200	435, 300
105	312, 100	400, 900	435, 600
106	313, 000	401, 800	435, 900
107	313, 800	402, 700	436, 200
108	314, 600	403, 600	436, 400
109	315, 300	404, 400	436, 600
110	315, 700	405, 300	436, 900
111	316, 100	406, 100	437, 200
112	316, 600	406, 900	437, 400
113	317, 100	407, 500	437, 600
114	317, 500	408, 200	437, 900
115	318, 000	408, 900	438, 200
116	318, 400	409, 600	438, 400
117	318, 900	410, 200	438, 600
118	319, 400	410, 700	
119	319, 800	411, 100	
120	320, 300	411, 500	
121	320, 800	411, 800	
122	321, 200	412, 100	
123	321, 700	412, 400	
124	322, 200	412, 600	
125	322, 800	412, 800	
126	323, 100	413, 100	
127	323, 400	413, 400	
128	323, 700	413, 600	
129	323, 900	413, 800	
130	324, 200	414, 100	
131	324, 500	414, 400	
132	324, 800	414, 600	
133	325, 000	414, 800	
134	325, 200	415, 100	
135	325, 400	415, 400	
136	325, 700	415, 600	
137	326, 000	415, 800	
138	326, 200	416, 100	

	139	326,500	416,400			
	140	326,800	416,600			
	141	327,000	416,800			
	142	327,200	417,100			
	143	327,500	417,400			
	144	327,700	417,600			
	145	328,000	417,800			
	146	328,200				
	147	328,500				
	148	328,800				
	149	329,000				
	150	329,200				
	151	329,500				
	152	329,800				
	153	330,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		235,500	275,800	304,500	332,700	417,100

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	193,900	275,400	303,700	409,000
	2	179,200	196,000	277,700	306,300	410,500
	3	180,800	198,100	280,000	309,100	412,000
	4	182,300	200,300	282,100	311,500	413,400
	5	184,000	202,400	284,300	313,800	414,700
	6	185,800	204,500	286,500	315,900	416,100
	7	187,600	206,600	288,700	318,000	417,500
	8	189,500	208,700	290,800	320,100	418,900
	9	191,200	210,900	292,900	322,100	420,300
	10	193,300	213,300	295,200	324,300	421,700
	11	195,300	215,600	297,500	326,600	423,100
	12	197,300	217,800	299,600	328,900	424,400
	13	199,300	220,200	301,800	331,100	425,700
	14	201,400	221,900	303,600	332,900	427,100

15	203,500	223,400	305,400	334,700	428,500
16	205,600	224,900	307,100	336,400	429,900
17	207,800	226,600	308,700	338,100	431,100
18	209,900	227,900	310,900	340,100	432,400
19	212,100	229,100	313,000	342,100	433,600
20	214,000	230,400	315,300	344,100	434,900
21	216,200	232,100	317,300	346,100	436,000
22	217,800	233,800	319,500	347,700	437,200
23	219,300	235,500	321,700	349,300	438,500
24	220,800	237,100	324,000	350,800	439,800
25	222,300	238,600	326,200	352,300	441,100
26	223,400	240,600	328,400	354,100	442,300
27	224,500	242,500	330,500	355,800	443,300
28	225,700	244,400	332,500	357,500	444,400
29	227,200	246,100	334,500	359,100	445,600
30	228,700	248,500	335,900	360,700	446,400
31	230,200	250,900	337,300	362,300	447,200
32	231,700	253,300	338,900	363,800	448,100
33	233,000	255,700	340,400	365,100	449,000
34	234,600	258,100	342,400	366,600	449,500
35	236,300	260,400	344,500	368,100	450,000
36	237,700	262,600	346,300	369,800	450,500
37	239,000	264,800	348,100	371,500	451,000
38	240,400	267,000	349,800	373,000	
39	241,800	269,400	351,500	374,300	
40	243,200	271,500	353,100	375,700	
41	244,500	273,800	354,600	376,800	
42	245,800	276,100	356,300	378,200	
43	247,000	278,300	357,900	379,600	
44	248,300	280,400	359,500	381,100	
45	249,600	282,500	361,200	382,500	
46	250,900	284,700	362,900	384,100	
47	252,100	286,800	364,200	385,600	
48	253,200	288,700	365,600	387,100	
49	254,300	290,800	366,800	388,400	
50	255,600	292,500	368,300	389,900	
51	256,900	294,300	369,900	391,300	
52	257,900	296,000	371,400	392,600	
53	259,000	297,300	372,800	393,800	
54	260,400	299,300	374,300	395,100	
55	261,400	301,200	375,800	396,200	
56	262,400	303,200	377,200	397,300	
57	263,400	305,200	378,600	398,500	
58	264,400	307,300	380,000	399,700	
59	265,400	309,500	381,300	400,900	
60	266,400	311,700	382,600	402,100	

	61	267,300	313,800	383,500	403,200
	62	268,000	316,100	384,700	404,200
	63	268,700	318,300	385,800	405,500
	64	269,300	320,400	386,900	406,700
	65	270,000	322,500	387,700	407,900
	66	271,200	324,000	388,800	409,000
	67	272,300	325,500	389,800	410,100
	68	273,400	327,000	390,800	411,200
	69	274,700	328,700	391,900	412,200
	70	276,100	330,700	392,900	413,400
	71	277,300	332,700	394,000	414,600
	72	278,500	334,600	395,100	415,800
	73	279,300	336,400	396,100	416,400
	74	280,200	338,400	397,200	417,200
	75	281,200	340,300	398,300	417,900
	76	282,200	342,200	399,300	418,400
	77	283,100	343,900	400,200	418,700
	78	284,100	345,700	401,100	419,100
	79	285,200	347,400	402,100	419,500
	80	286,000	349,100	403,100	419,900
	81	286,800	350,900	403,900	420,200
	82	287,600	352,600	404,700	420,600
	83	288,400	354,000	405,400	421,000
	84	289,200	355,600	406,200	421,300
	85	290,100	356,800	406,900	421,600
	86	290,900	358,400	407,700	422,000
	87	291,600	359,900	408,400	422,400
	88	292,400	361,400	409,100	422,700
	89	293,300	362,700	409,700	423,000
	90	294,200	364,000	410,400	423,300
	91	295,100	365,300	410,900	423,600
	92	295,800	366,700	411,600	423,800
	93	296,100	368,100	412,000	424,000
	94	296,800	369,400	412,400	
	95	297,500	370,600	412,700	
	96	298,200	371,700	413,000	
	97	298,900	372,700	413,200	
	98	299,700	373,700	413,500	
	99	300,500	374,700	413,800	
	100	301,200	375,600	414,000	
	101	301,900	376,400	414,200	
	102	302,300	377,400	414,500	
	103	302,700	378,300	414,800	
	104	303,100	379,200	415,000	
	105	303,300	380,000	415,200	
	106	303,600	380,900	415,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

107	303,900	381,800	415,800
108	304,100	382,700	416,000
109	304,300	383,500	416,200
110	304,500	384,500	416,500
111	304,800	385,400	416,800
112	305,100	386,300	417,000
113	305,300	386,900	417,200
114	305,500	387,800	417,500
115	305,700	388,700	417,800
116	306,000	389,600	418,000
117	306,300	390,400	418,200
118	306,500	391,100	
119	306,800	391,900	
120	307,100	392,700	
121	307,300	393,300	
122	307,500	394,100	
123	307,700	394,800	
124	308,000	395,500	
125	308,300	396,100	
126		396,800	
127		397,300	
128		397,900	
129		398,600	
130		399,200	
131		399,700	
132		400,200	
133		400,500	
134		400,800	
135		401,100	
136		401,400	
137		401,700	
138		402,000	
139		402,300	
140		402,600	
141		402,900	
142		403,200	
143		403,500	
144		403,800	
145		404,000	
146		404,300	
147		404,600	
148		404,800	
149		405,000	
150		405,300	
151		405,600	
152		405,800	

	153		406,000			
	154		406,300			
	155		406,600			
	156		406,800			
	157		407,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,700	272,600	299,600	326,000	407,100

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第4条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,000	210,600	292,100	339,400	392,000
	2	164,100	213,700	294,500	341,500	394,800
	3	165,300	216,400	296,800	343,400	397,400
	4	166,400	218,900	299,100	345,100	400,100
	5	167,500	221,400	301,200	346,800	402,200
	6	168,800	223,100	303,100	348,300	404,900
	7	170,100	224,800	304,900	349,700	407,600
	8	171,400	226,700	306,600	350,900	410,300
	9	172,500	228,600	308,300	352,400	412,800
	10	174,100	230,800	310,600	354,300	415,400
	11	175,700	233,200	312,800	356,300	418,100
	12	177,400	235,200	315,200	358,000	420,700
	13	178,800	237,200	317,000	359,800	423,300
	14	180,700	239,600	319,300	361,600	426,000
	15	182,600	242,100	321,700	363,200	428,800
	16	184,600	244,400	324,000	364,700	431,500
	17	186,300	246,600	326,200	366,200	434,000
	18	188,400	249,000	328,400	368,100	436,500
	19	190,600	251,600	330,300	369,800	439,000
	20	192,600	254,100	332,200	371,700	441,400
	21	194,600	256,500	334,200	373,200	443,800
	22	196,600	258,800	335,600	375,100	446,400
	23	198,600	261,000	336,800	376,800	449,000
	24	200,400	263,200	338,200	378,500	451,300

	25	202, 200	265, 500	339, 800	379, 900	453, 500
	26	204, 400	267, 800	341, 500	381, 600	455, 800
	27	206, 500	270, 000	343, 300	383, 500	458, 300
	28	208, 600	272, 100	344, 900	385, 400	460, 700
	29	210, 700	274, 400	346, 500	387, 100	463, 200
	30	211, 800	276, 500	348, 100	388, 900	465, 700
	31	213, 100	278, 400	349, 500	390, 800	468, 200
	32	214, 400	280, 200	350, 800	392, 600	470, 600
	33	216, 100	281, 900	352, 000	394, 100	472, 900
	34	217, 800	283, 900	353, 400	395, 900	475, 300
	35	219, 600	285, 900	354, 700	397, 500	477, 700
	36	221, 200	287, 700	356, 000	399, 200	480, 200
	37	222, 700	289, 400	357, 200	400, 400	482, 600
	38	224, 600	290, 500	358, 400	401, 800	485, 100
	39	226, 500	291, 600	359, 600	403, 200	487, 500
	40	228, 200	292, 700	360, 800	404, 600	490, 000
	41	229, 900	293, 700	361, 500	405, 900	492, 300
	42	231, 500	294, 400	362, 600	407, 200	494, 500
	43	233, 200	294, 900	363, 800	408, 700	496, 700
	44	234, 700	295, 400	364, 900	410, 200	498, 900
	45	236, 200	295, 900	366, 000	411, 400	500, 500
	46	237, 700	296, 800	367, 200	412, 600	502, 000
	47	239, 200	297, 800	368, 400	414, 200	503, 600
	48	240, 600	298, 700	369, 500	415, 700	505, 100
	49	242, 000	299, 700	370, 500	417, 000	506, 800
	50	243, 700	300, 700	371, 800	418, 400	508, 200
	51	245, 300	301, 600	373, 100	419, 800	509, 600
	52	246, 700	302, 500	374, 300	421, 200	511, 100
	53	247, 900	303, 500	375, 000	422, 600	512, 200
	54	249, 500	304, 400	376, 000	424, 000	513, 400
	55	251, 100	305, 200	376, 900	425, 400	514, 600
	56	252, 500	306, 000	377, 700	426, 800	515, 800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	253, 700	306, 400	378, 400	427, 900	516, 700
	58	254, 900	307, 100	379, 100	429, 200	517, 700
	59	255, 800	308, 000	379, 800	430, 600	518, 700
	60	256, 700	308, 700	380, 500	431, 900	519, 700
	61	257, 600	309, 400	381, 100	432, 700	520, 800
	62	258, 400	310, 400	381, 800	433, 600	521, 700
	63	259, 200	311, 300	382, 600	434, 600	522, 400
	64	260, 000	312, 200	383, 400	435, 500	523, 100
	65	260, 800	313, 000	384, 000	436, 400	523, 900
	66	261, 600	313, 900	384, 800	437, 200	524, 700
	67	262, 300	314, 800	385, 500	437, 800	525, 500
	68	262, 900	315, 700	386, 200	438, 600	526, 300
	69	263, 500	316, 600	386, 800	439, 000	527, 000
	70	264, 500	317, 600	387, 500	439, 600	527, 800

71	265,700	318,600	388,200	440,100	528,600
72	266,700	319,600	388,900	440,600	529,400
73	267,900	320,100	389,600	441,100	530,100
74	269,100	321,100	390,200		
75	270,100	322,200	390,800		
76	271,100	323,200	391,500		
77	272,100	324,300	392,200		
78	273,100	325,300	392,800		
79	274,100	326,200	393,400		
80	275,000	327,100	394,000		
81	276,000	328,000	394,600		
82	277,100	328,800	395,200		
83	278,200	329,500	395,800		
84	279,100	330,100	396,400		
85	280,000	330,600	396,900		
86	280,900	331,100	397,400		
87	281,800	331,600	397,900		
88	282,500	332,000	398,600		
89	283,300	332,300	399,000		
90	284,400	332,800			
91	285,400	333,300			
92	286,400	333,700			
93	287,300	334,000			
94	288,200	334,400			
95	289,200	334,800			
96	290,100	335,200			
97	290,400	335,700			
98	291,300	336,200			
99	292,000	336,700			
100	292,900	337,200			
101	293,800	337,700			
102	294,400	338,200			
103	295,100	338,700			
104	295,800	339,200			
105	296,300	339,600			
106	296,800	340,000			
107	297,300	340,500			
108	297,700	340,900			
109	297,900	341,400			
110	298,300	341,800			
111	298,600	342,300			
112	298,800	342,700			
113	299,100	343,200			
114	299,400	343,600			
115	299,700	344,100			
116	300,000	344,500			

	117	300,300	345,000			
	118	300,600	345,400			
	119	300,800	345,800			
	120	301,100	346,200			
	121	301,400	346,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		219,000	260,200	285,000	327,500	386,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	265,200	347,100	407,400	475,200
	2	267,700	350,100	410,100	477,500
	3	270,100	352,900	412,600	479,700
	4	272,500	355,800	415,200	482,000
	5	274,600	358,300	417,600	484,200
	6	278,100	361,300	419,600	486,300
	7	281,600	364,300	421,400	488,500
	8	285,000	367,100	423,300	490,500
	9	288,600	369,200	425,100	492,400
	10	292,100	371,700	427,800	494,500
	11	295,700	374,400	430,300	496,600
	12	299,200	376,900	432,700	498,700
	13	302,700	379,600	434,900	500,800
	14	306,600	383,000	437,400	502,700
	15	310,500	386,000	439,400	504,800
	16	314,100	389,300	441,500	506,900
	17	317,700	392,300	443,500	508,800
	18	321,200	394,900	445,700	510,800
	19	324,700	397,300	447,900	512,800
	20	328,200	399,800	450,000	514,600
	21	331,800	402,400	451,400	516,400
	22	335,500	404,400	453,800	518,200
	23	338,900	406,000	456,100	520,000
	24	342,200	407,600	458,300	521,800

	25	345,500	409,300	460,300	523,400
	26	348,000	411,500	462,600	525,200
	27	350,500	413,600	464,800	527,000
	28	352,800	415,600	467,100	528,800
	29	354,900	417,700	469,200	530,400
	30	356,600	419,800	471,400	532,200
	31	358,300	421,400	473,700	534,000
	32	360,100	423,100	475,800	535,800
	33	362,000	425,000	477,600	537,400
	34	364,200	426,500	479,700	539,200
	35	366,300	428,300	481,800	540,900
	36	368,300	430,100	483,800	542,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	370,200	432,000	485,900	544,200
	38	372,400	434,000	487,600	545,800
	39	374,500	435,800	489,400	547,200
	40	376,500	437,700	491,200	548,800
	41	378,500	439,500	492,800	550,300
	42	379,200	441,200	494,600	551,700
	43	379,800	442,900	496,400	553,100
	44	380,500	444,700	498,000	554,400
	45	381,400	446,500	499,400	555,600
	46	382,700	448,300	501,100	556,600
	47	384,000	450,000	502,900	557,600
	48	385,300	451,700	504,600	558,600
	49	386,100	453,300	506,100	559,600
	50	386,900	455,000	507,400	560,500
51	387,700	456,700	508,700	561,400	
52	388,200	458,400	510,000	562,300	
53	389,000	460,300	511,000	563,100	
54	389,800	461,500	512,300	564,000	
55	390,500	462,700	513,600	564,900	
56	391,200	463,900	514,900	565,800	
57	391,900	464,900	515,900	566,700	
58	392,800	465,900	516,700	567,600	
59	393,500	466,800	517,500	568,500	
60	394,100	467,600	518,300	569,200	
61	394,600	468,400	519,200	570,100	
62	395,100	469,100	520,000	571,000	
63	395,500	469,800	520,900	571,900	
64	395,900	470,400	521,700	572,800	
65	396,200	471,100	522,600	573,700	
66		471,800	523,500		
67		472,400	524,200		
68		473,000	525,100		
69		473,300	526,000		
70		473,900	526,800		

	71		474,600	527,700	
	72		475,300	528,600	
	73		475,700	529,400	
	74		476,300	530,300	
	75		477,000	531,200	
	76		477,700	531,900	
	77		478,100	532,700	
	78		478,700	533,600	
	79		479,300	534,500	
	80		479,800	535,400	
	81		480,400	536,200	
	82		480,900	537,100	
	83		481,400	538,000	
	84		481,900	538,900	
	85		482,300	539,700	
	86		482,900	540,600	
	87		483,300	541,500	
	88		483,800	542,400	
	89		484,300	543,200	
	90		484,900		
	91		485,500		
	92		485,900		
	93		486,400		
	94		487,000		
	95		487,600		
	96		488,100		
	97		488,600		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		297,800	340,200	394,800	467,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,700	236,600	289,900	330,900	373,900
	2	169,100	237,900	291,700	332,900	376,500
	3	170,500	239,200	293,700	334,800	379,100
	4	171,900	240,400	295,600	336,700	381,700
	5	173,200	241,600	297,400	338,500	384,000

6	175,000	242,800	299,300	340,500	386,700
7	176,700	243,900	301,100	342,500	389,300
8	178,300	245,000	303,000	344,500	392,000
9	179,900	245,900	304,500	346,300	394,100
10	181,600	247,000	306,100	348,400	396,300
11	183,200	248,300	307,600	350,400	398,500
12	185,100	249,400	309,200	352,400	400,700
13	186,500	250,700	310,800	353,900	402,700
14	188,300	251,900	312,700	355,900	404,700
15	190,300	253,100	314,700	357,800	406,700
16	192,100	254,300	316,500	359,800	408,700
17	194,000	255,100	318,200	361,600	410,500
18	195,200	256,300	320,100	363,600	412,400
19	196,700	257,400	322,000	365,600	414,300
20	198,100	258,500	323,700	367,500	416,100
21	199,300	259,700	325,500	369,200	417,900
22	201,800	260,500	327,400	371,200	419,500
23	204,200	261,300	328,900	373,200	421,100
24	206,700	262,100	330,800	375,200	422,600
25	209,300	263,000	332,500	376,600	424,100
26	210,500	264,100	334,400	378,400	425,400
27	211,700	265,400	336,200	380,200	426,700
28	212,900	266,700	338,000	381,900	428,000
29	214,300	268,100	339,200	383,600	429,300
30	215,800	269,600	341,000	385,100	430,500
31	217,300	271,200	342,700	386,600	431,700
32	218,800	272,700	344,500	388,100	432,800
33	220,200	274,500	346,000	389,400	434,000
34	221,700	276,400	347,800	390,700	435,200
35	223,200	278,200	349,600	392,000	436,400
36	224,700	280,000	351,400	393,100	437,600
37	226,000	282,000	353,000	394,200	438,900
38	227,300	283,600	354,700	395,300	439,700
39	228,700	285,200	356,300	396,400	440,100
40	230,000	286,800	357,900	397,500	440,800
41	231,100	288,400	359,100	398,300	441,300
42	232,200	289,900	360,100	399,100	441,700
43	233,300	291,400	361,200	399,900	442,100
44	234,400	293,000	362,300	400,700	442,500
45	235,500	294,300	363,200	401,100	442,900
46	236,700	295,800	363,900	401,700	443,300
47	237,900	297,300	364,800	402,200	443,700
48	239,000	298,800	365,800	402,600	444,000
49	240,000	300,300	366,700	403,000	444,300

	50	241,300	301,900	367,600	403,300	444,700
	51	242,700	303,500	368,500	403,600	445,000
	52	243,900	305,100	369,400	403,900	445,300
	53	244,900	306,400	370,100	404,200	445,600
	54	246,200	308,000	370,800	404,500	
	55	247,100	309,500	371,600	404,800	
	56	248,300	311,000	372,400	405,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	249,500	312,600	372,800	405,400	
	58	250,600	314,200	373,400	405,700	
	59	251,600	315,800	374,100	406,000	
	60	252,600	317,300	374,800	406,400	
	61	253,500	318,200	375,100	406,600	
	62	254,300	319,600	375,700	406,900	
	63	255,100	321,100	376,300	407,200	
	64	255,900	322,700	376,700	407,500	
	65	256,700	324,100	377,000	407,700	
	66	257,900	325,400	377,400		
	67	259,100	326,600	378,000		
	68	260,200	327,800	378,500		
	69	261,500	328,800	378,800		
	70	262,800	329,800	379,200		
	71	263,900	330,800	379,600		
	72	264,900	331,700	380,000		
	73	265,900	332,200	380,500		
	74	267,000	333,100	380,900		
75	268,100	333,900	381,400			
76	269,200	334,800	381,900			
77	269,900	335,500	382,300			
78	271,000	335,800	382,800			
79	272,100	336,300	383,300			
80	273,000	336,900	383,800			
81	273,800	337,500	384,100			
82	274,800	338,200	384,600			
83	275,700	338,900	385,000			
84	276,600	339,500	385,400			
85	277,400	340,200	385,800			
86	278,400	340,700	386,300			
87	279,300	341,300	386,700			
88	280,200	341,900	387,100			
89	281,100	342,200	387,400			
90	282,100	342,800	387,900			
91	283,200	343,300	388,200			
92	284,200	343,800	388,600			
93	284,800	344,300	388,900			

	94	285,300	344,800	389,400		
	95	285,800	345,300	389,700		
	96	286,600	345,700	390,100		
	97	287,400	346,000	390,400		
	98	288,000	346,300			
	99	288,600	346,700			
	100	289,100	347,000			
	101	289,600	347,500			
	102	290,100	347,800			
	103	290,500	348,100			
	104	290,800	348,400			
	105	291,000	348,800			
	106	291,200	349,100			
	107	291,400	349,500			
	108	291,600	349,800			
	109	292,000	350,200			
	110	292,200	350,500			
	111	292,400	350,800			
	112	292,600	351,100			
	113	293,000	351,400			
	114	293,200	351,800			
	115	293,400	352,200			
	116	293,700	352,600			
	117	294,000	353,100			
	118	294,200	353,500			
	119	294,400	353,900			
	120	294,700	354,300			
	121	295,000	354,800			
	122	295,200				
	123	295,400				
	124	295,700				
	125	296,000				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		216,800	258,400	281,000	324,400	366,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,000	254,100	296,300	333,300	376,600
	2	185,400	255,500	297,800	335,300	379,200
	3	186,900	257,000	299,400	337,300	381,900
	4	188,300	258,400	301,000	339,300	384,500
	5	189,800	259,600	302,300	341,300	386,700
	6	191,300	260,400	303,900	343,400	388,900
	7	192,800	261,200	305,500	345,400	391,200
	8	194,300	261,900	307,100	347,400	393,500
	9	195,600	262,600	308,400	348,900	395,400
	10	197,200	263,300	309,800	350,900	397,500
	11	198,800	264,100	311,000	352,800	399,700
	12	200,400	264,800	312,300	354,800	401,900
	13	202,100	265,600	313,400	356,700	403,800
	14	204,400	266,500	315,000	358,700	405,800
	15	206,800	267,300	316,600	360,700	407,900
	16	209,100	268,200	318,200	362,700	409,900
	17	211,500	268,700	319,600	364,600	411,900
	18	213,400	269,700	321,100	366,600	414,100
	19	215,400	270,600	322,600	368,700	416,300
	20	217,300	271,500	323,900	370,700	418,400
	21	219,300	272,100	325,300	372,400	420,300
	22	221,100	273,100	326,700	374,500	422,200
	23	222,900	273,900	327,900	376,600	424,000
	24	224,600	274,900	329,300	378,600	425,900
	25	226,300	275,900	330,700	380,500	427,600
	26	227,700	276,600	332,100	382,100	429,200
	27	229,000	277,600	333,400	383,900	430,900
	28	229,900	278,600	334,800	385,700	432,500
	29	231,300	279,600	335,800	387,400	433,800
	30	232,300	280,600	337,300	389,100	435,100
	31	233,300	281,600	338,700	391,000	436,700
	32	234,200	282,600	340,200	392,700	438,200
	33	235,300	283,700	341,500	394,400	439,900
	34	236,700	284,800	343,000	396,100	441,500
	35	238,100	285,900	344,500	397,900	442,900
	36	239,200	287,100	346,000	399,600	444,300
	37	240,300	288,500	347,600	401,200	445,400
	38	241,900	290,000	349,200	402,900	446,700
	39	243,600	291,300	350,700	404,700	448,000
	40	245,000	292,600	352,200	406,500	449,400
	41	246,200	293,800	353,400	408,000	450,400

	42	247,500	295,300	354,900	409,500	451,100
	43	248,900	296,800	356,400	411,000	451,900
	44	250,200	298,400	357,800	412,300	452,500
	45	251,600	299,700	359,200	413,400	453,400
	46	252,600	301,100	360,200	414,500	454,100
	47	253,400	302,600	361,600	415,600	454,900
	48	254,100	304,200	362,900	416,800	455,700
	49	254,900	305,800	364,300	418,100	456,400
	50	255,800	307,200	365,700	419,200	457,100
	51	256,700	308,600	367,000	420,400	457,800
	52	257,400	310,000	368,400	421,500	458,600
	53	258,100	311,300	369,800	422,700	459,400
	54	259,000	312,600	370,900	423,700	460,200
	55	259,900	314,000	371,900	424,800	460,900
	56	260,800	315,400	373,000	425,900	461,600
	57	261,200	316,900	374,000	427,000	462,400
	58	262,000	318,300	374,700	427,500	
	59	262,800	319,700	375,600	428,100	
	60	263,500	321,000	376,400	428,500	
	61	264,200	321,800	376,900	429,100	
	62	264,900	323,200	377,600	429,600	
	63	265,600	324,600	378,300	430,000	
	64	266,300	326,100	378,900	430,500	
	65	267,000	327,200	379,500	431,000	
	66	267,800	328,500	380,000	431,400	
	67	268,500	329,800	380,700	431,700	
	68	269,400	331,100	381,300	432,000	
	69	270,300	332,400	381,800	432,400	
	70	271,400	333,700	382,300		
	71	272,500	335,000	382,900		
	72	273,700	336,300	383,400		
	73	274,900	337,200	384,000		
	74	276,300	338,500	384,400		
	75	277,600	339,700	384,900		
	76	278,900	341,000	385,300		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	280,100	342,000	385,600		
	78	281,300	342,900	386,100		
	79	282,400	344,000	386,500		
	80	283,500	345,200	386,700		
	81	284,500	346,300	386,900		
	82	285,700	347,500	387,300		
	83	286,900	348,700	387,600		
	84	287,900	349,700	387,800		
	85	288,900	350,700	388,000		
	86	290,300	351,700	388,400		
	87	291,600	352,800	388,800		

88	292, 800	353, 900	389, 100
89	293, 800	354, 700	389, 300
90	295, 100	355, 800	389, 700
91	296, 300	356, 900	390, 100
92	297, 500	357, 900	390, 500
93	298, 800	358, 600	390, 800
94	300, 000	359, 400	391, 200
95	301, 200	360, 200	391, 600
96	302, 400	360, 900	392, 000
97	302, 900	361, 500	392, 300
98	304, 100	362, 000	
99	305, 200	362, 600	
100	306, 300	363, 100	
101	307, 400	363, 700	
102	308, 600	364, 200	
103	309, 800	364, 800	
104	310, 900	365, 300	
105	312, 000	365, 700	
106	313, 200	366, 100	
107	314, 400	366, 700	
108	315, 500	367, 200	
109	316, 300	367, 500	
110	317, 000	368, 000	
111	317, 700	368, 400	
112	318, 300	368, 700	
113	318, 800	369, 300	
114	319, 100	369, 800	
115	319, 700	370, 300	
116	320, 300	370, 800	
117	320, 700	371, 400	
118	321, 300	371, 900	
119	321, 900	372, 400	
120	322, 400	372, 800	
121	322, 800	373, 400	
122	323, 300	373, 900	
123	323, 800	374, 400	
124	324, 300	374, 900	
125	324, 700	375, 500	
126	325, 100	375, 900	
127	325, 400	376, 400	
128	325, 700	376, 900	
129	326, 000	377, 500	
130	326, 400		
131	326, 800		
132	327, 100		
133	327, 300		

	134	327,600				
	135	328,000				
	136	328,200				
	137	328,400				
	138	328,700				
	139	329,000				
	140	329,300				
	141	329,500				
	142	329,800				
	143	330,200				
	144	330,400				
	145	330,600				
	146	330,800				
	147	331,200				
	148	331,400				
	149	331,700				
	150	332,100				
	151	332,500				
	152	332,900				
	153	333,200				
	154	333,600				
	155	334,000				
	156	334,400				
	157	334,700				
	158	335,100				
	159	335,400				
	160	335,800				
	161	336,100				
	162	336,500				
	163	336,900				
	164	337,300				
	165	337,600				
	166	338,000				
	167	338,400				
	168	338,800				
	169	339,100				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		256,900	274,300	287,900	327,800	372,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二十条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(特定管理職員を除く。)の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 特定管理職員については、第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5―7 (略)</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給(第十七条の三第一項に規定する管理監督職員のうち人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」とあるのは、「一号給」とする。</p> <p>4 特定管理職員については、第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5―7 (略)</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)</p> <p>第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「八、<u>一五〇円</u>」とあるのは「八、<u>二五〇円</u>」と、「二二、<u>二〇〇円</u>」とあるのは「二二、<u>三五〇円</u>」と、同表教育職の項中「八、<u>九〇〇円</u>」とあるのは「九、<u>〇〇〇円</u>」と、「四、<u>一五〇円</u>」とあるのは「四、<u>三五〇円</u>」と、同表医療職の項中「八、<u>四〇〇円</u>」とあるのは「八、<u>五〇〇円</u>」と、「三、<u>一五〇円</u>」とあるのは「三、<u>三〇〇円</u>」と、同表専門事務職の項中「二、<u>〇五〇円</u>」とあるのは「二、<u>一五〇円</u>」と、「一五、<u>八五〇円</u>」とあるのは「一六、<u>〇五〇円</u>」と、同表専門教育職の項中「九、<u>七〇</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)</p> <p>第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、<u>五〇〇円</u>」とあるのは「七、<u>六〇〇円</u>」と、「二一、<u>九〇〇円</u>」とあるのは「二一、<u>〇五〇円</u>」と、同表教育職の項中「八、<u>一五〇円</u>」とあるのは「八、<u>三五〇円</u>」と、「三、<u>九五〇円</u>」とあるのは「四、<u>一五〇円</u>」と、同表医療職の項中「七、<u>七五〇円</u>」とあるのは「七、<u>八五〇円</u>」と、「二二、<u>八〇〇円</u>」とあるのは「三、<u>〇〇〇円</u>」と、同表専門事務職の項中「二、<u>七五〇円</u>」とあるのは「二、<u>九〇〇円</u>」と、「一五、<u>七〇〇円</u>」とあるのは「一五、<u>九〇〇円</u>」と、同表専門教育職の項中「九、<u>〇〇</u></p>

〇円」とあるのは「九、八〇〇円」と、「四、八五〇円」とあるのは「一五、〇五〇円」と、同表専門研究職の項中「一〇、五五〇円」とあるのは「一〇、六五〇円」と、「一六、八五〇円」とあるのは「一七、〇五〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、八五〇円」とあるのは「一一、〇〇〇円」と、「二一、一五〇円」とあるのは「二一、五五〇円」と、同表高度専門職の項中「一九、〇〇〇円」とあるのは「一九、二五〇円」と、「四一、九五〇円」とあるのは「四二、五〇〇円」と、同表備考中「一万四千五百円」とあるのは「一万四千二百円」と、「一万六千五百円」とあるのは「一万六千七百円」と、「一万六千九百五十円」とあるのは「一万七千二百円」と、「一万七千六百円」とあるのは「一万七千八百円」と、「二万九百円」とあるのは「二万千五百円」と、「一万七千三百五十円」とあるのは「一万七千五百五十円」と、「二万四千四百五十円」とあるのは「二万四千七百五十円」とする。

〇円」とあるのは「九、一五〇円」と、「四、五五〇円」とあるのは「一四、七〇〇円」と、同表専門研究職の項中「九、九五〇円」とあるのは「一〇、〇五〇円」と、「一六、六〇〇円」とあるのは「一六、八〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、三五〇円」とあるのは「一一、五〇〇円」と、「二一、〇五〇円」とあるのは「二一、三五〇円」と、同表高度専門職の項中「一八、八〇〇円」とあるのは「一九、〇五〇円」と、「四一、五〇〇円」とあるのは「四二、〇五〇円」と、同表備考中「一万三千九百円」とあるのは「一万四千百円」と、「一万六千四百五十円」とあるのは「一万六千六百五十円」と、「一万六千九百円」とあるのは「一万七千百円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「二万八百円」とあるのは「二万千百円」と、「一万七千二百五十円」とあるのは「一万七千五百円」と、「二万四千三百五十円」とあるのは「二万四千六百五十円」とする。

(職員 の 定年等 に関する 条例等 の 一部 を 改正 する 条例 の 一部 改正)

第四条 職員 の 定年等 に関する 条例等 の 一部 を 改正 する 条例 (令和四年広島県条例第三十六号) の 一部 を 次 の よう に 改正 する。

次 の 表 の 改正 前 の 欄 に 掲げ る 規定 を 同表 の 改正 後 の 欄 に 掲げ る 規定 に 傍線 で 示す よう に 改正 する。

改正 後	改正 前
<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が新地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員(新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。)については、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨</p>	<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が新地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p>

て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

- 一 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級百五号給
- 二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が二級の職員 公安職給料表四級百二十号給
- 三 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級の職員 公安職給料表四級百二十五号給
- 四 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が四級の職員 公安職給料表六級八十九号給
- 五 教育職給料表(二)の適用を受ける職員 教育職給料表(二)級百三十七号給
- 六 教育職給料表(三)の適用を受ける職員 教育職給料表(三)級百五十二号給
- 七 研究職給料表の適用を受ける職員 研究職給料表三級八十九号給
- 八 医療職給料表(二)の適用を受ける職員 医療職給料表(二)級九十七号給
- 九 医療職給料表(三)の適用を受ける職員 医療職給料表(三)級九十七号給

2-7 (略)

(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員(新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。)については、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

- 一 教育職給料表(一)の適用を受ける職員 教育職給料表(一)級百五十二号給
- 二 教育職給料表(二)の適用を受ける職員 教育職給料表(二)級百三十七号給
- 三 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級百五号給
- 四 医療職給料表の適用を受ける職員 医療職給料表三級九十七号給

2-6 (略)

2-7 (略)

(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2-6 (略)

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十四・二五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十四・二五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 (略)</p>

号給	給料月額
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

2 (略)

号給	給料月額
1	336,000
2	371,000
3	398,000

3—7 (略)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

号給	給料月額
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

2 (略)

号給	給料月額
1	332,000
2	367,000
3	394,000

3—7 (略)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十四・二五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十四・二五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の1

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																	
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第六条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第六条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
給料月額	円																																		
1	<u>380,000</u>																																		
2	<u>427,000</u>																																		
3	<u>477,000</u>																																		
4	<u>539,000</u>																																		
5	<u>615,000</u>																																		
6	<u>718,000</u>																																		
7	<u>839,000</u>																																		
給料月額	円																																		
1	<u>376,000</u>																																		
2	<u>422,000</u>																																		
3	<u>472,000</u>																																		
4	<u>533,000</u>																																		
5	<u>608,000</u>																																		
6	<u>710,000</u>																																		
7	<u>830,000</u>																																		
<p>2—6 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>		<p>2—6 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十四・二五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十八・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十四・二五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>																																	

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第八条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成二十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一号又は第三号に該当する短時間勤務会計年度任用職員については、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十二・二五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十二・二五」とし、次項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員については、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の百十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の九十」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十三・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の九十」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十三・七五」とする。</p> <p>2—4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の三十二・二五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の三十二・二五」とする。</p> <p>2—4 (略)</p>

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬、期末手当及び勤劬手当とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に</p>

規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。

2-4 (略)

(勤勉手当)

第六條の二 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八條の四に規定する勤勉手当の支給を受ける職員の例により勤勉手当を支給する。

2| 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3| 前条第二項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前条第二項中「期末手当基準日(三月一日)」とあるのは「勤勉手当基準日(と、三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」とあるのは「六箇月以内」と読み替えるものとする。

4| 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第九條 (略)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職

規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一号又は第三号に該当する短時間勤務会計年度任用職員については、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十二・二五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十二・二五」とし、次項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員については、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の九一」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十三・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の九一」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の三十三・七五」とする。

2-4 (略)

第九條 (略)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職

員には、その育児休業をしている期間については、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員に対する当該各号に定める給与を除き、この条例に定める給与は支給しない。

一 第六条第二項に規定するそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある短時間勤務会計年度任用職員 当該期末手当基準日に係る期末手当

二 第六条の二第三項に規定するそれぞれの勤働手当基準日に育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、勤働手当基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある短時間勤務会計年度任用職員 当該勤働手当基準日に係る勤働手当

3 (略)

(退職者の給与)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 短時間勤務会計年度任用職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、給与（第四条第三項及び第五項の報酬、第六条の期末手当並びに第六条の二の勤働手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

員には、その育児休業をしている期間については、この条例に定める給与は支給しない。ただし、それぞれの期末手当基準日に育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある短時間勤務会計年度任用職員については、当該期末手当基準日に係る期末手当を支給するものとする。

3 (略)

(退職者の給与)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 短時間勤務会計年度任用職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、給与（第四条第三項及び第五項の報酬並びに第六条の期末手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

職 務	基 礎 日 額	上 限 日 額
事務職	八、一五〇円	一一、二〇〇円
教育職	八、九〇〇円	一四、一五〇円
医療職	八、四〇〇円	一三、一五〇円
専門事務職	一一、〇五〇円	一五、八五〇円
専門教育職	九、七〇〇円	一四、八五〇円
専門研究職	一〇、五五〇円	一六、八五〇円

専門医療職	一、八五〇円	二一、二五〇円
高度専門職	一、九〇〇円	四一、九五〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万四千五十円と、教育職については一万六千五百円と、医療職については一万六千九百五十円と、専門事務職については一万七千六百円と、専門教育職については二万九百円と、専門研究職については一万七千三百五十円と、専門医療職については二万四千四百五十円とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第十条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第一条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。))第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。)<u>若しくは出生支援休暇(勤務時間等条例第十五条の二第一項に規定する出生支援休暇をいう。第七条第四項において同じ。)</u>の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。))の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。)、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇(勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第一条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。))第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。)<u>の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。)、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇(勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部</u></p>

く。)、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇(勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇をいう。第七条第四項において同じ。))の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(第七条第四項においてこれらを「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。))ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第五項において「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一―九 (略)

2―5 (略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。))及び育児短時間勤務をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした期間又は第二号介護休暇若しくは出生支援休暇の承認を受けた期間についてはその月数(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)とする。))を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5―8 (略)

分休暇をいう。第七条第四項において同じ。))の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(第七条第四項においてこれらを「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。))ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第五項において「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一―九 (略)

2―5 (略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。))及び育児短時間勤務をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした期間又は第二号介護休暇を受けた期間についてはその月数(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)とする。))を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5―8 (略)

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)</p> <p>第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇、子育て支援部分休暇及び出生支援休暇とする。</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(出生支援休暇)</p> <p>第十五条の二 出生支援休暇は、職員（任期を定めて任用される職員を除く。）が不妊治療を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 出生支援休暇の期間は、六月（人事委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会規則で定める期間）を単位として一年の範囲内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、出生支援休暇を受ける期間は、通算して人事委員会規則で定める期間を超えることばできないものとする。</p> <p>4 出生支援休暇の期間については、職員の給与に関する条例第十五条の規定にかかわらず、給与を支給しない。</p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第十六条 特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇、子育て支援部分休暇及び出生支援休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇とする。</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第十六条 特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び第九条から第十一条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第五条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第六条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）、第七条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任

期付職員条例」という。)及び第八条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例又は改正後会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第五条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第六条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第七条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第八条の規定による改正前の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例又は改正後会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

人事委員会の令和五年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第百十八号議案)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

人事委員会の令和五年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定する。

区 分	改 正 案	現 行
医療職給料表(一)適用者	三六九、五〇〇円	三六八、八〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五一、一〇〇円	五〇、八〇〇円

(2) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一二・五
	十二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一二・五
特定幹部職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)	六月	一〇〇分の八五	一〇〇分の八二・五
	十二月	一〇〇分の八五	一〇〇分の八二・五
定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五
	十二月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五
定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員に限る。)	六月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五
	十二月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の二〇二・五	一〇〇分の二〇〇
	十二月	一〇〇分の二〇二・五	一〇〇分の二〇〇
特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）	六月	一〇〇分の二二二・五	一〇〇分の二二〇
	十二月	一〇〇分の二二二・五	一〇〇分の二二〇
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五
	十二月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員に限る。）	六月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五
	十二月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五

(三) 暫定再任用職員の給料月額の見直し

暫定再任用職員について、給料月額の水準を調整する。

2 高齢層職員の昇給制度の見直し

五十五歳を超える職員の昇給について、昇給しないことを標準とする。

3 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額の見直し

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の見直し

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
任期付研究員	六月	一〇〇分の二五二・五	一〇〇分の二四七・五
	十二月	一〇〇分の二五二・五	一〇〇分の二四七・五

4 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額の見直し

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の見直し

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月	一〇〇分の二五二・五	一〇〇分の二四七・五
	十二月	一〇〇分の二五二・五	一〇〇分の二四七・五

5 特別職の職員等の期末手当の見直し

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特別職の職員等	六月	一〇〇分の二五二・五	一〇〇分の一四七・五
	十二月	一〇〇分の二五二・五	一〇〇分の一四七・五

6 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

(一) 報酬の改定

短時間勤務会計年度任用職員の報酬を、1(一)の職員の給与改定に伴い改定する。

(二) 期末手当の改定

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、次のとおり改定する。

(1) 令和五年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
短時間勤務会計年度任用職員（任用期間が六月以上の職員のうち月額報酬の者に限る。）	六月	一〇〇分の一一二・五	一〇〇分の一〇七・五
	十二月	一〇〇分の一一二・五	一〇〇分の一〇七・五

(2) 令和六年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
短時間勤務会計年度任用職員（任用期間が六月以上の職員に限る。）	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇七・五
	十二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇七・五

(三) 勤勉手当の支給

任用期間が六月以上の短時間勤務会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給する。

7 休暇制度の改正等

出生支援休暇を新設するとともに、必要な規定の整備を行う。

三 施行期日等

- 1 二1(一)及び(二)、二3から二5まで並びに二6(一)(1)については、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。
- 2 1以外については、令和六年四月一日から施行する。

四 根拠法令

- 1 地方自治法

第二百三条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方公営企業法

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

令和5年12月6日

広島県知事様

広島県教育委員会

議案に対する意見聴取について（回答）

令和5年12月6日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和5年12月6日

広島県教育委員会様

広島県知事

議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第百十九号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表（イ）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	193,900	275,400	303,700	409,000
	2	179,200	196,000	277,700	306,300	410,500
	3	180,800	198,100	280,000	309,100	412,000
	4	182,300	200,300	282,100	311,500	413,400
	5	184,000	202,400	284,300	313,800	414,700
	6	185,800	204,500	286,500	315,900	416,100
	7	187,600	206,600	288,700	318,000	417,500
	8	189,500	208,700	290,800	320,100	418,900
	9	191,200	210,900	292,900	322,100	420,300
	10	193,300	213,300	295,200	324,300	421,700
	11	195,300	215,600	297,500	326,600	423,100
	12	197,300	217,800	299,600	328,900	424,400
	13	199,300	220,200	301,800	331,100	425,700
	14	201,400	221,900	303,600	332,900	427,100
	15	203,500	223,400	305,400	334,700	428,500
	16	205,600	224,900	307,100	336,400	429,900
	17	207,800	226,600	308,700	338,100	431,100
	18	209,900	227,900	310,900	340,100	432,400
	19	212,100	229,100	313,000	342,100	433,600
	20	214,000	230,400	315,300	344,100	434,900
	21	216,200	232,100	317,300	346,100	436,000
	22	217,800	233,800	319,500	347,700	437,200
	23	219,300	235,500	321,700	349,300	438,500
	24	220,800	237,100	324,000	350,800	439,800
	25	222,300	238,600	326,200	352,300	441,100

26	223,400	240,600	328,400	354,100	442,300
27	224,500	242,500	330,500	355,800	443,300
28	225,700	244,400	332,500	357,500	444,400
29	227,200	246,100	334,500	359,100	445,600
30	228,700	248,500	335,900	360,700	446,400
31	230,200	250,900	337,300	362,300	447,200
32	231,700	253,300	338,900	363,800	448,100
33	233,000	255,700	340,400	365,100	449,000
34	234,600	258,100	342,400	366,600	449,500
35	236,300	260,400	344,500	368,100	450,000
36	237,700	262,600	346,300	369,800	450,500
37	239,000	264,800	348,100	371,500	451,000
38	240,400	267,000	349,800	373,000	
39	241,800	269,400	351,500	374,300	
40	243,200	271,500	353,100	375,700	
41	244,500	273,800	354,600	376,800	
42	245,800	276,100	356,300	378,200	
43	247,000	278,300	357,900	379,600	
44	248,300	280,400	359,500	381,100	
45	249,600	282,500	361,200	382,500	
46	250,900	284,700	362,900	384,100	
47	252,100	286,800	364,200	385,600	
48	253,200	288,700	365,600	387,100	
49	254,300	290,800	366,800	388,400	
50	255,600	292,500	368,300	389,900	
51	256,900	294,300	369,900	391,300	
52	257,900	296,000	371,400	392,600	
53	259,000	297,300	372,800	393,800	
54	260,400	299,300	374,300	395,100	
55	261,400	301,200	375,800	396,200	
56	262,400	303,200	377,200	397,300	
57	263,400	305,200	378,600	398,500	
58	264,400	307,300	380,000	399,700	
59	265,400	309,500	381,300	400,900	
60	266,400	311,700	382,600	402,100	
61	267,300	313,800	383,500	403,200	
62	268,000	316,100	384,700	404,200	
63	268,700	318,300	385,800	405,500	
64	269,300	320,400	386,900	406,700	
65	270,000	322,500	387,700	407,900	
66	271,200	324,000	388,800	409,000	
67	272,300	325,500	389,800	410,100	
68	273,400	327,000	390,800	411,200	
69	274,700	328,700	391,900	412,200	
70	276,100	330,700	392,900	413,400	
71	277,300	332,700	394,000	414,600	
72	278,500	334,600	395,100	415,800	
73	279,300	336,400	396,100	416,400	
74	280,200	338,400	397,200	417,200	
75	281,200	340,300	398,300	417,900	
76	282,200	342,200	399,300	418,400	
77	283,100	343,900	400,200	418,700	
78	284,100	345,700	401,100	419,100	
79	285,200	347,400	402,100	419,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職

員以外の職員	80	286,000	349,100	403,100	419,900
	81	286,800	350,900	403,900	420,200
	82	287,600	352,600	404,700	420,600
	83	288,400	354,000	405,400	421,000
	84	289,200	355,600	406,200	421,300
	85	290,100	356,800	406,900	421,600
	86	290,900	358,400	407,700	422,000
	87	291,600	359,900	408,400	422,400
	88	292,400	361,400	409,100	422,700
	89	293,300	362,700	409,700	423,000
	90	294,200	364,000	410,400	423,300
	91	295,100	365,300	410,900	423,600
	92	295,800	366,700	411,600	423,800
	93	296,100	368,100	412,000	424,000
	94	296,800	369,400	412,400	
	95	297,500	370,600	412,700	
	96	298,200	371,700	413,000	
	97	298,900	372,700	413,200	
	98	299,700	373,700	413,500	
	99	300,500	374,700	413,800	
	100	301,200	375,600	414,000	
	101	301,900	376,400	414,200	
	102	302,300	377,400	414,500	
	103	302,700	378,300	414,800	
	104	303,100	379,200	415,000	
	105	303,300	380,000	415,200	
	106	303,600	380,900	415,500	
	107	303,900	381,800	415,800	
	108	304,100	382,700	416,000	
	109	304,300	383,500	416,200	
	110	304,500	384,500	416,500	
	111	304,800	385,400	416,800	
112	305,100	386,300	417,000		
113	305,300	386,900	417,200		
114	305,500	387,800	417,500		
115	305,700	388,700	417,800		
116	306,000	389,600	418,000		
117	306,300	390,400	418,200		
118	306,500	391,100			
119	306,800	391,900			
120	307,100	392,700			
121	307,300	393,300			
122	307,500	394,100			
123	307,700	394,800			
124	308,000	395,500			
125	308,300	396,100			
126		396,800			
127		397,300			
128		397,900			
129		398,600			
130		399,200			
131		399,700			
132		400,200			

	133		400,500		
	134		400,800		
	135		401,100		
	136		401,400		
	137		401,700		
	138		402,000		
	139		402,300		
	140		402,600		
	141		402,900		
	142		403,200		
	143		403,500		
	144		403,800		
	145		404,000		
	146		404,300		
	147		404,600		
	148		404,800		
	149		405,000		
	150		405,300		
	151		405,600		
	152		405,800		
	153		406,000		
	154		406,300		
	155		406,600		
	156		406,800		
	157		407,000		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	226,700	272,600	299,600	326,000	407,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員に相当する職員のうち人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるものを除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員に相当する職員のうち人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定す</p>

<p>3 前項の規定にかかわらず、五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限りに行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 1 6 (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>3 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員に相当する職員のうち人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>4 1 6 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

人事委員会の令和五年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額及び昇給の基準を改定するため、この条例案を提出する。

(県第百十九号議案)

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の令和五年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額及び昇給の基準を改定するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

- 1 市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。
- 2 五十五歳を超える職員の昇給について、昇給しないことを標準とする。

三 施行期日等

- 1 二1については、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。
- 2 二2については、令和六年四月一日から施行する。

四 根拠法令

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。